

令和 2 年

第 13 回 12 月定例教育委員会議事録

令和 2 年 12 月 22 日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 令和2年12月22日
○開会時間 午前14時00分
○閉会時間 午前15時30分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館3階 311・312会議室
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
令和2年第12回議事録の署名委員 山口 典子 委員
今回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
 - (2) 議事
第37号大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
 - (3) 教育長報告
 - (4) 報告
 - ①大野城市立学校における学校閉庁日（冬季）の実施について
 - ②インフルエンザ流行期の新型コロナウイルス感染症対策について
 - ③修学旅行キャンセル料補助事業（12月補正予算計上）について
 - ④新型コロナウイルス感染症にかかる学校臨時休業について
 - (5) その他
 - ①教育長の業務報告（12月分）
 - ②教育委員会の主な行事・業務の予定（1月分）
 - ③大野城市学校運営協議会推進大会について（中止のご連絡）
 - ④大野城市立小中学校の令和2年度卒業証書授与式及び令和3年度入学式について
 - ⑤令和2年12月議会 教育関係一般質問の概要
- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 高木 和敏 梶原 千春 松本 民仁
高野 英機 山口 典子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 日野 和弘
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長 千葉 太
教 育 指 導 室 長 梶 幸男
ス ポ ー ツ 課 長 神崎 康則
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
教育政策課担当 大楠 和美
- 7 会議の書記 教育政策課担当 大楠 和美

午後 2 時00分 開会

○吉富教育長

ただいまより令和 2 年12月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申出はあっておりません。

[会議録承認]

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。議事録の承認でございます。

前回の11月定例会にて山口委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

ありがとうございました。

今回の議事録の署名につきましては、次回の委員会にて松本委員にお願いします。

○松本委員

分かりました。

[議 事]

○吉富教育長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

当日配付の資料を御確認ください。

今日配られたものを事務局のほうから読み上げて確認してください。

○教育政策課担当

では、確認いたします。

本日配付いたしております資料が 4 点ございます。1 枚目が今回の議事でございます。37号議案の議案書になります。続いて、報告の中の(2)、インフルエンザ流行期の新型コロナウイルス感染症対策についての資料でございます。続きまして、(3)が、急遽、本日追加された報告事項で、修学旅行キャンセル料補助事業についての資

料です。

その他の（３）については、教育委員の皆さんにのみ、お名前がついている案内文を机の上に配付させていただいております。

同じくその他（５）、令和２年12月議会教育関係一般質問の概要については、見出しにて御確認ください。

以上です。

○吉富教育長

手元にございましたでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

〔第37号議案 大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

議事第37号となります。大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、教育政策課橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第37号議案、大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について御説明をさせていただきます。

改正の理由としては、就学援助の対象となる期間について、支給開始の時期を遡及する規定を追加するとともに、入学予定者に新入学児童生徒学用品費等を支給する場合の開始時期に係る規定を追加するものとなっております。

具体的に、次のページを使って御説明をさせていただきます。

こちらのページに改正の内容が載っております。ポイントは二つございます。第7条の2について、改正前と改正後のところを御覧ください。改正前は就学援助の対象となる期間について、「その支給を認定した日から当該学年の末尾までとする」と書いてありますが、「認定の日から」というところが変わります。

第7条の2の3行目からになりますが、「第3条に規定する申請を受理した日の属する月の初日（5月1日から6月30日までに申請を受理したものにあっては、4月1日）」と書いてあります。具体的に申しますと、大野城市の場合、就学援助の受給が

不利にならないように、6月30日までに申請を受理した場合は支給開始を年度当初まで遡り、4月分から支給を行っています。しかし、改正前の規則では、「支給を認定した日から」となっていたので、現在の実態に合わせる形で文言を変更しております。

続きまして、第7条の3については、先ほど申しました新入学児童生徒学用品費の内容が書いてあります。新小学校1年生、新中学校1年生が該当する就学援助対象者に対しては、新入学用品、例えばランドセルであったり、かばん、制服等を購入する費用に充てる分として、新入学用品費という規定がございます。

以前は年度が替わってから、入学された後に支給を行っていましたが、令和2年度に入学する新一年生からは、早期に申請を受理した場合、新年度に入る前に支給することになりました。具体的には、前年度の1月・2月に申請していただいたら、4月に入学する前までに支給しています。現在すでにそのような制度で運用していましたが、規則の表記が実態に合った内容に変わっていなかったことから、あわせて今回変更することにしております。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりましたが、確実に理解していただくために、何か御質問がございましたらお願いいたします。現実を見て、より親切な規定になっているということでございます。

高野委員、お願いいたします。

○高野委員

すみません、3番が特によく分からないので、もっと具体的に御説明いただければと思うんですが、例えば5月中に認可が下りたら、それまでに入学のために準備したもののについても費用が出るということですか。一括で出しているんですか。

○吉富教育長

橋元課長、お願いします。

○橋元教育政策課長

新入学用品費については、もとより支給をしていたんですが、以前は入学された後に就学援助の申請をしていただいて、認定後に支給するという方法を取っておりました。しかし新入学用品費については、以前、市議会においても、実際のところランドセル等は事前に購入しなければならないため、早い時期に支給をすべきではないかという質問等があり、検討した結果、なるべく早く支給をさせていただこうということになりました。

また、入学後の申請で支給になった場合も、6月までに申請し、認定した支給対象者には4月に遡って支給していたのですが、規則がそう読めないような内容になっていたことから、今回、規則の改正を行うことになりました。

○吉富教育長

どうぞ、お願いします。

○高野委員

これはお願いなんですけど、規則の改定に関する議案については、できれば早めに出していただいたほうが、例えば旧規則と比較したりとかしないといけないでしょうし、もちろん十分討議された上でのことではしょうけれども、やはり規則の制改定は、市民の利益に完全に密着した問題ですので、できれば早めに、事前に送られてくる分と一緒に出していただければ助かります。お忙しいとは思いますが、よろしくお願いします。

○吉富教育長

どうぞ努力をしてください。

○橋元教育政策課長

今後はこういうことのないようにいたします。

○吉富教育長

規則の改定につきましては、できるだけ早い時期に送付をさせていただくということで、よろしくお願ひいたします。

新入学用品費については、入学する前に購入しなければならないという現実がございますので、そういった状況に合わせております。

では、よろしいでしょうか。梶原委員、どうぞ。

○梶原委員

素朴な疑問なんですけど、例えば幼稚園に行ってる子が、4月に入学するからというところを4月に出すということですよ。

○橋元教育政策課長

そうです。例えば入学説明会などで御説明をさせていただいて、就学援助の対象になる方は御相談くださいという形でお知らせしています。市の広報紙にも掲載しております。

○梶原委員

相談して、それに該当するかをチェックして、オーケーだったら出すと。6月に手続をするのを一旦4月前にすると。

○橋元教育政策課長

そうです。

○梶原委員

説明会ぐらいの頃にしてもらおうということですね。

○橋元教育政策課長

はい。

○梶原委員

ありがとうございました。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○梶原委員

はい。

○吉富教育長

どうぞ宣伝してください。どうぞ御活用ください。どうぞよろしく申し上げます。

御家庭におられる保護者の方々は、なかなかこういったことを見聞きする機会はございませんので。何か他にございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、また何かありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第37号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第37号議案は承認すべきものと決めます。

進めさせていただきます。今日の議案の予定はこれだけですね。

それでは、次の項目に進ませていただきます。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

教育長報告です。別途資料となっておりますが、綱紀の厳正な保持について、通知が参っておりますので紹介をいたします。お手元にありますでしょうか。

特に多くの方々と懇親会等が頻繁に見られる時期になりますと、例年このような通知を出すことで学校の教職員に注意喚起を促し、公務員らしい態度で新年を迎えることができるように注意を促すものでございます。

資料の2ページ、交通事故及び飲酒運転の防止でございます。つい最近も、他地区の教職員が飲酒等でしっかりとした指導を受けています。各学校においては、アルコ

ールをチェックする機械を用意して、出張等をする職員等の吐息を検査するという
とも履行しております。また、こういった時期を通して、綱紀の肅正についてきちん
としているところでございます。

それから、3ページのわいせつ行為の防止についても、多くはございませんけれど
も、社会からの誤解を招くような行為も後を絶ちません。これにつきましても、教育
公務員であるという使命感に基づいて、多くの市民の方々から信頼いただけるように
ということで指導しています。

薬物乱用の防止。昨日もメディアで取り上げられていましたが、匿名での若者の街
頭インタビューでは、学校、大学のとくに使ったことがあるという答えがあったりな
ど、大麻を気軽に使っている実態ものぞいております。こういったこと等につきまし
ても気軽に応じることをないようにというところではあります。

それから、学校徴収金等の適切な管理。直接学校でお金を徴収するようなことにつ
きましても、徴収あるいは支払い等についても遅滞したりした場合、だらしがないとい
う印象を与えることとなりますので、きちんと適切な時期に適切な処理をすることが
できるように指導しています。

それから、横領・着服の防止。横領とか着服するような金銭は横行はしておりませ
んけれども、そういったこと等についても併せて指導しています。

それから、個人情報の適切な取扱い等につきましても、成績処理の時期でございま
すので、特に通信簿等につきましても、それぞれの子どもに、その学期の頑張りをし
たため、次学期の意欲となすようなものを作成させています。私が校長の場合は全職
員の全所見を見ておりました。そして、一字一句手直しをして、直さない子どもに
渡せないようにしておりました。

それから、評価の欄とずれていたり、または関係がないような所見、およそ反対の
ことを言ったり、違うことを述べたりしていることについても注意を促すようにしな
がら、学校全体で、児童生徒が受け取って意欲的になる通知表を作るということを心
がけ、校長たちは指導しているところでございます。

それから、体罰の防止でございますが、体罰と同時に、慣れ親しんだからといって、
その児の肉体的な特徴を指摘したり、あるいは、慣れ過ぎた言葉で親しさを強調した
りすることのないように、いま一度、自分の言動を振り返ることも日常的に指導して
おりますし、時期的にまとめて指導することもございます。

それから、利害関係者からの贈答品の収受の禁止ですけれども、利害関係者はほと

んどおらず、テスト等を納める業者等ぐらいしかありませんが、一応項目としては指導しております。

政治的行為の制限等についても、教育公務員として、中立・中性の立場にある者の争議行為とか政治的な行為はもとより制限されておりますので、年間を通して指導しているところでございます。

営利企業等の従事制限等につきましては、本市教育委員会での例として1件挙げますと、学校の講師が、他の学校のリコーダーの指導に行ったりした場合に謝礼金が発生いたしますが、徹底した営利企業等の従事制限という立場から、そのことについても申告していただいて、学校の教育活動に何ら支障がないことを確認した上で、教育委員会から差し支えないことを本人に申し渡しているところでございます。

それから、その他信用失墜行為の防止等ということで、勤務時間の内外を問わず、教育公務員としての使命感を持ち、修学旅行中など、他地区で引率中に不適切な行為を行ったことで大変厳しい指導を受けている例を挙げながら指導をしているところでございます。

それから、朝の挨拶もしているところでございます。

こういったことにつきまして、言葉による注意をしながら、何度でも何度でも、例えば6ページのプリントを配付しながら、具体的な指導として役立てているところでございます。

それから、巻末につけております飲酒運転撲滅の取組確認リストということで通知文が来ておりますが、それぞれの学校の実態に応じて、何年何月にこういう文書が出ていることを確認し、繰り返し指導しているところでございます。

きちんとした指導を行っているところでございますので、心配なきようお願いしたいと思っております。

教育長報告につきましては、以上です。どうぞよろしく願いいたします。何かお尋ねがありましたら、どうぞ。

どうぞ、梶原委員。

○梶原委員

2番のわいせつ行為の防止のところ、電子メール等を児童・生徒に送信することについても書いてあるんですけども、今の先生方はお子さんたちと個人的なLINEの交換などはされているんですか。

○吉富教育長

これは全くありません。そういったところから綻びが出てまいりますので、しておりません。

○梶原委員

今の時代がどうなっているのかなと思ってですね。ありがとうございました。

○吉富教育長

時折メディアで取り上げられるのは、そこの綻びが出た事案です。そして、お互いに学校や保護者の知り得ないところで密会をして、不適切な言動に陥るという場合もありますので、そういったことはありません。

○梶原委員

ありがとうございます。

○吉富教育長

ほかにございませんでしょうか。

高木委員、何かないですか。

○高木委員

いや、何もありません。

○吉富教育長

それでは、またありましたら、お願いいたします。

○吉富教育長

それでは、続けさせていただきます。

[報 告]

○吉富教育長

それでは、報告になります。

報告（１）大野城市立学校における学校閉庁日（冬季）の実施について、葉山係長
でいいでしょうか。どうぞ、説明をお願いいたします。

○葉山教育政策課係長

御説明いたします。

教員の働き方改革に係る学校閉庁日につきましては、平成30年度から夏期休業日に、
お盆の期間中、当番の先生を置かないで済むようにという形で実施させていただいて
おりました。今年度に関しましては、夏休み期間中につづき、冬季におきましても、
冬季休業中の12月28日、また翌年の1月4日の2日間を冬季休業日とすることで、教
職員の年次休暇の取得の推進を図り、心身の健康増進を図るものでございます。

説明は以上です。

○吉富教育長

実施方法等について何かお尋ねがありますでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、次の説明をお願いいたします。

次は、（２）インフルエンザ流行期の新型コロナウイルス感染症対策について。

梶室長、お願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、御説明いたします。

本日、当日配付資料としてお配りしております資料のタブの報告（２）のところを
御覧ください。

○吉富教育長

少しお待ちください。別とじ資料でございます。インデックスがつけてある、報告
の（２）と書いてあるものです。いいでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○梶教育指導室長

先日、委員の皆様の方から、インフルエンザがはやる時期、寒い時期の新型コロナウイルスの感染対策についてということで御質問がございました分でございます。

まず、この見出しがついております資料のとおり、11月13日に文部科学省から出された「新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」という文書をご覧ください。

上から4行目、「寒い環境における換気の実施などの寒冷的場面における感染症対策の留意点については」ということで始まっております。その2行下に、「衛生管理マニュアル」という言葉が出てまいります。これはこの後で御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、A4の横書式の資料をご覧ください。

寒冷的場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイントということで、寒い時期においては、これまでのマスクと、3密を避ける、基本的な対策である手洗い、手指消毒等の対策に加えて、特に換気について記載されています。寒い環境でも換気をしてくださいとなっています。やはり寒くなって換気をしなくなる、空気が籠もる、これが非常に懸念される場所であるという説明がなされています。

二つ目の丸のところ、常時窓開けか、機械換気による常時換気、強制換気ですね。どちらかを必ずしてくださいということが出ております。学校におきましては、空調設備の新旧によって、常時換気、強制換気の機能がしっかりついている学校とそうでない学校の差がございます。いずれにいたしましても、学校でもきちんと換気をするようにということで、学校では徹底して行っております。

1枚めくっていただいて、今のA4の横書式の裏面からです。これが、先ほど申し上げた「感染対策マニュアル」です。11月に、バージョン5という一番新しいものが出ております。また、北海道教育長が学校に宛てて周知した、北海道立総合研究機構というところが作成いたしました「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」という参考資料が配られています。

ここには、常に換気をしなさいということと、やはり寒くなりますので、次のA、換気扇がある場合、B、換気扇がない場合というふうに、換気方法の例が示してあります。例えば、空き教室を経由して空気を暖めてから換気をする方法、あるいは、窓を全部開けるのではなく、一部分を覆って、人に直接冷たい空気が当たらないようにしながら換気をする方法などが示されております。

まとめますと、寒い時期は、これまでの3密を避ける手指消毒、手指の清潔と併せて換気をさらにきっちりやるようにという通知が出ておりますので、学校でも実施を

しているところです。

以上です。

○吉富教育長

説明された内容等、何でも結構でございます。お尋ねがありましたら、どうぞお願いいたします。

高野委員、お願いします。

○高野委員

大野城市の校舎、学校施設の場合、エアコンがついているところは熱交換型の換気設備がついているんですね。

○日野教育部長

熱交換型の換気設備は、福岡空港の騒音区域にある学校は国土交通省の補助金を活用して設置していますが、騒音区域外の学校である大城小学校や南地区の学校については、熱交換型ではありません。窓に換気扇を設置しています。

熱交換型の換気設備は以前から設置していたのですが、なかなか学校で使い方をよく理解していないという状況がありました。そのため、教育政策課の施設担当のほうで各学校に周知してきたと聞いております。

○高野委員

その辺の使い方を教員の皆さんにも徹底していただいて、有効に活用していただいたほうがよろしいかと思えます。

○吉富教育長

はい、ありがとうございます。ほかにもございませんか。

梶原委員、お願いいたします。

○梶原委員

それでもやはり窓を開けての換気をなるべくするようにされると思うんですね。上着とかの許可はどういうふうになっていますか。ジャンパーが駄目と言われたから

すごく寒いんですと高校生かが話しているのをニュースで見たんですよ。

小学生はどうにでもなるだろうけど、中学生とか、制服の上着がちゃんとした防寒のものがなかったりというところもあるので、私服的な上着を許可するのもしないのかというのは、少し気になるころではあります。

○梶教育指導室長

学校を回ったときに、例えば小学校を見に行きました。そのときも寒くて風が強い日だったんですけども、半袖半ズボンの子どももいれば、厚い物を着ている子どももおります。こういった今年の状況ですので、普通は、教室の中では一番上の上着は脱ぎなさいという指導をするんですけども、寒ければ膝にかけるとか、上から羽織るなどをやはり許可するべきかと思っておりますので、それについては適宜適切に対応するように、各学校に再度確認をしておきます。

○吉富教育長

2学期もほぼ終わりましたが、一番寒くなるのは2月、3月ですので、2月、3月の新学期に向けて、特に中学校等のほうに、上着等、家からの持込み等も留意して、お知らせを作ろうと思います。ありがとうございます。

それから、日野部長は、今日、若山長寿社会部長と大野小学校に行かれての観察の情報を少し報告していただけませんか。

○日野教育部長

今日、体育の授業と、その後の給食の授業を私と市の保健所に対する窓口になっております長寿社会部の若山部長と西岡教育指導室係長の3名で行ってまいりました。

体育授業に関しまして、激しく動くスポーツに関してはマスク着用の懸念が出てまいります。今日、ドッジボールに近いような形のものを体育館の中で行っていましたが、ほぼほとんどの児童がマスクをつけている状態で行ってまいりました。

それから、給食時間には1年生のところを見させていただきましたが、静かに昼食を取っている状況で行ってまいりました。校長先生にちょっとお話を伺いましたが、「長い教員生活の中でも、こんなに静かな給食は今年以外見たことない」と言われるほど、配膳や、それから換気に関しましても、窓をきちんと開けてあったり、外の窓、廊下の窓で調整をされたりということが徹底されてあったということでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ありがとうございました。どうぞ御安心いただきたいと思います。

大野小学校のみならず、他の学校もきちんとしていると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に進ませていただきます。

次、学校の臨時休業について、葉山係長のほうからよろしいですか。新しいA4のお知らせの分です。いいですか。

○葉山教育政策課係長

お手元に新型コロナウイルス感染症に係る学校臨時休業についてという1枚紙を配付しております。

○高野委員

先ほどの報告(2)のところでの発言ではBと言いましたが、「ある」の①(熱交換型でない場合)と②(熱交換型の場合)ですね、換気設備。あの件は、「ある」の①と②のほうですよ。

○梶教育指導室長

先ほどの図のですね。はい、そうです。

○高野委員

北海道の換気設備でいうと、「ある」の①と②。

○吉富教育長

相当しますねという指摘です。

では、進めます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る学校臨時休業について説明をお願いいたします。

○葉山教育政策課係長

新型コロナウイルス感染症に係る学校臨時休業について御報告をいたします。

まず、大野南小学校、平野中学校についてでございます。12月18日の金曜日に、学校関係者が濃厚接触者であることが判明いたしました。同日、休校が決定いたしまして、登校した児童・生徒はすぐに下校しております。その後、関係者全員陰性と判明いたしました。12月20日日曜日に、また大野南小学校、平野中学校のほうで学校関係者が陽性と判明いたしました。同日、12月21日から当面の間、休校とするということで決定をしております。12月22日11時現在、休校が継続しております。

次に、大和小学校、大和中学校でございます。12月21日月曜日の夕刻、学校関係者が濃厚接触者であることが判明いたしました。同日、12月22日火曜日から当面の間、休校とすることが決定しております。本日11時現在、休校継続中となっております。

御報告は以上でございます。

○吉富教育長

御確認がございますか。いいでしょうか。

どうぞ、高木委員。

○高木委員

大野南小と平野中では、最初は濃厚接触者だったですね。それから陽性になってますですね。それは同一の方ではないんでしょう。

○葉山教育政策課係長

別の方です。

○高木委員

別の方ですね。はい、分かりました。

○吉富教育長

いいですか。他に何かありますでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、また何かありましたら、後でお願いいたします。

○教育政策課担当

(3)の報告が一つ、当日配付資料で追加されております。

修学旅行キャンセル料補助事業の件です。

○吉富教育長

どうぞ、お願いいたします。

千葉課長、お願いいたします。

○千葉教育振興課長

それでは、当日配付資料の、赤いインデックスがつきました報告(3)の1枚紙を御覧いただきたいと思います。

修学旅行のキャンセル料の補助事業ということで、これは今月の12月議会に補正予算を上程いたしまして、議決をいただきました案件になります。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校が予定しております修学旅行を中止または延期した場合に発生するキャンセル料等に対して市が財政的支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図るものです。

予算額ですが、全校の旅行代金の30%の額、この30%は、出発の7日または8日前以降にキャンセルした場合のキャンセル料のパーセンテージになりますが、その額を補正予算に上程して議決をいただいております。

旅行の中止または延期に伴うキャンセル料や、旅行の延期により交通手段や宿泊先等を変更した場合の追加料金が補助対象経費となっております。

最後に、各小中学校の実施状況になります。上段が小学校、下段が中学校になっております。小学校につきましては、早いところでは12月1日から出発をいたしまして、黒い網かけになっておりますところは、平野小は本日帰ってまいります、実施済みということになっております。残り3校が残っております。

また、中学校につきましては、1月または2月で実施するように計画をしておりましたが、Go To Travelが今月の28日から来年1月11日まで全国で一時停止という事態になりましたので、仮にこの停止が延長された場合でも対応できますように、各

中学校につきましては、2月に日程を振り替えるということで日程を取っておるところでございます。

○吉富教育長

梶室長、今のところの延期日の一番新しい情報を説明してください。この資料は皆さんに配ってありますか。

○梶教育指導室長

委員さんにはまだ配っていません。

○吉富教育長

そうしたら、コピーして配ってください。少しお待ちください。

[資料配付]

○吉富教育長

それでは、続けてください。

○梶教育指導室長

それでは、御説明させていただきます。

今お手元に配りました資料が一番新しい資料でございます。

大野東中学校193名、本来の日程は1月12日からの2泊3日でしたが、2月上旬または2月下旬に変更をする方向で最終調整をしております。どちらも同じ宿で取れているということですので、この変更はほぼそのまま間違いない見込みです。

それから、大和中学校175名は1月15日出発の予定でしたが、その右側、2月9日からの3日間も、当初予備日として押さえておりましたので、先ほど千葉課長が申し上げたような状況を鑑みて、この2月の日程に変更をしております。

それから、御陵中学校107名、1月18日からの予定でしたが、2月9日からの日程が同じ宿で取れております。

平野中学校、一番大きい307名、1月下旬ですので、変更はできなくても仕方ないかなと思っていたのですが、最終的に同じ宿で取ることができました。2月25日から

出発としての日程変更でございます。

大野中学校159名、もともと2月16日からの日程でしたので、現在のところ、このままの予定です。

この2月16日からの日程で、5校、2月で参る予定にしております。

以上です。

○吉富教育長

では、千葉課長、続けることありましたら、どうぞお願いします。

○千葉教育振興課長

以上で終わります。

○吉富教育長

分かりました。

もともと大きく2学期、3学期に延期していたものを再度延期ということで、大変な努力をしてもらっています。

それから、多くの不特定多数な人々に会わないように、ジャンボタクシーを普通ならば8人乗れるところを6人にして、全生徒にあてがうことができるように確保したり、あるいは、ジャンボタクシーの運転手さんをガイド代わりに活用することによって行動が乱れないようにするとか、男子は合同の部屋で、女子は部屋食にするとか、そういった様々な思いつくだけの工夫をして臨んでいるところでしたけれども、さらに社会的な動きにより、2月にまで延期して、できるだけ子どもの可能性を広げようという目的で、日夜奮闘というところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

何か御確認がありましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

どうぞ、応援をしてください。よろしく願いいたします。

では、次にまいります。ここで5番の報告は終わりですね。

[その他]

- (1) 教育長の業務報告（12月分）
- (2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（1月分）
- (3) 大野城市学校運営協議会推進大会について（中止の御連絡）
- (4) 大野城市立小中学校の令和2年度卒業証書授与式及び令和3年度入学式について
- (5) 令和2年12月議会 教育関係一般質問の概要

○吉富教育長

それでは、予定しておりましたその他についても全部終わりましたので、これで閉会となります。

以上の説明をもちまして、12月定例教育委員会を閉会いたします。

午後3時30分閉会